

図書館利用に障害のある人へのサービス（1）障害者サービス概論

前田章夫（日本図書館協会・障害者サービス委員会）

1. はじめに － 「障害者」とは？

- 1) 「障害者」という表現について
- 2) 「障害者」という言葉が表すもの この数字は何の比較？
＜① 710万人 対 4900万人、② 31万人 対 752万人＞
- 3) 「障害者」という言葉の理解
- 4) 「障害者」の意識変革と「障害者の権利条約」
 - ① 2006年12月に国連総会採択、日本政府も2007年9月に署名。国会での批准待ち
 - ② 目的：障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進すること。〈国際人権規約などと並び称される障害者の人権に関する国際的原則〉
→ 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去が求められている。
- 5) 「障害者」の定義の変化
- 6) 日本における「障害者」とは
- 7) 障害者サービスの対象者数は？

2. 日本の公共図書館における「障害者サービス」の歩み

- 1) 点字図書館と公共図書館の分離
日本の「障害者サービス」は欧米諸国に劣らない歴史をもっている。しかし、欧米諸国のようには発展できなかった。
 - ① 「身体障害者福祉法」(1949)と「図書館法」(1950)
 - ② 視覚障害者には「点字図書館」がある。
- 2) 公共図書館の発展と「障害者」
1960年代後半からの公共図書館発展の流れから、「障害者サービス」は取り残された。
 - ① 「すべての人に すべての本を」というスローガンの中の「すべての人」に障害者は含まれていなかった。
 - ② 『市民の図書館』(1970)と「障害者サービス」
- 3) 公共図書館の発見、障害者の発見
1960年代末の東京の視覚障害学生や市民の運動によって公共図書館が門戸を開いた。
 - ① 「盲大学生図書館SL」の結成(1967)
 - ② 東京都立日比谷図書館への働きかけ(1968-69年頃)
 - ③ 視覚障害者読書権保障協議会(視読協)の発足(1970)と「視読協アピール」
→ 「権利としての読書」(読書権)の保障、公的保障としての図書館サービス
- 4) 「国際障害者年」(1981)と障害者サービス
 - ① 障害者サービスの国際交流：IFLA盲人図書館会議への参加
 - ② 肢体障害者、視覚障害者だけでなく、聴覚障害者や知的障害者などへのサービス拡大
 - ③ 多文化サービス、病院入院患者、矯正施設入所者などへのサービス対象の広がり
 - ④ 公共図書館と点字図書館等との連携の強化：「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」

3. 「図書館利用に障害のある人へのサービス」とは？

- 1) 「障害者サービス」 ≠ 「身体障害者へのサービス」
= 「図書館利用に障害のある人へのサービス」
 - ① さまざまな図書館利用上の障害に対して、対応できていない**図書館側の障害**である。
 - ② 「障害」は利用者本人にあるのではなく、多様な条件を持つ利用者に対応できていない図書館にこそある。
- 2) 「障害者サービス」という用語について(定義)
 - 図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの多様な資料、サービス方法、コミュニケーション手段、施設・設備の整備といった利用条件を整えていないために、図書館利用において障害のある人へのサービス。
- 3) 図書館サービスにおける4つの「障害」<図書館が作り出しているバリア>
 - ① 物理的なバリア：施設・設備の不備によるバリア
 - ② 資料をそのままでは利用できないというバリア
 - ③ コミュニケーションのバリア
 - ④ 心理的な圧迫というバリア

※ これらのバリアを取り除き、「すべての人」が等しく図書館を利用できるようにすることが「障害者サービス」の目的。

4. 公共図書館における「障害者サービス」の今

■ 障害者サービス実施館の推移（日図協調査）

	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作	専任職員（館/人）
1976調査	10館	25館	34館	24館	9館／16人
1981調査	85館	88館	165館	102館	41館／58人
1989調査	133館	178館	393館	140館	39館／63人
1998調査	487館	421館	587館	162館	93館／182人
2005調査	— 館	— 館	— 館	204館	88館／151人

■ 現在の図書館は、身体障害者の一部の人に対応しているのみ。不作為による「人権侵害」ともいえる状態にある。

- 1) 財政危機の中で障害者サービスも大きな壁にぶつかっている。
 - ① サービスの停滞・縮小（予算削減、担当職員の減少）
 - ② ボランティアへの依存くサービスの管理・運営全体をボランティアグループに丸投げ>
[参考]：日図協障害者サービス委員会「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者のためのガイドライン—図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」発表(2005年4月) <JLA 障害者サービス委員会 HP 参照>
- 2) しかし、困難な中でもさまざまな取り組みが続けられている。
 - ① ネットワーク配信サービス（びびりおネット、ないーぶネットなど）の活用
 - ② （音声・マルチメディア）DAISYの製作・普及
 - ③ 視覚障害児への取り組み（さわる絵本、わんぱく文庫など）
 - ④ 聴覚障害者(児)への取り組み（手話によるおはなし会など）
 - ⑤ 視覚障害者・盲ろう者へのパソコン指導

5. 公共図書館における障害者サービスのこれから

1) 「障害者の権利条約」を活かすための取り組み

- ① 人権保障機関としての公共図書館 — 公共図書館の基本機能を生かした人権保障
 - * 図書館の施設・設備・運営ソフトを見直す
 - * 障害の種別、程度による対応の違いを見直す。
 - * 障害者の企画・運営への参画を図る。

2) 新たな障害者の発見と対応

- ① 学習障害者(LD)、ディスレクシア、アスペルガー自閉症者、高次脳機能障害者、重複障害者など、新たな障害者が図書館の視界に入ってきた。
- ② 障害特性に合わせた資料(マルチメディア DAISY や LL ブック等)やサービス方法が必要
- ③ 社会順応訓練・職業訓練の場としての図書館

*ディスレクシア：知的能力に問題がなく、感覚・運動障害もないにもかかわらず、読み書きに困難を伴う障害。日本語では統一された呼び方がなく、「読字障害」のほか、「読み書き困難」「読み書き障害」なども使われている。アルファベット言語圏で10～20%、漢字圏で5～10%いると推測されている。

*LLブック：スウェーデン語で「やさしく読める本」という意味で、知的障害者、自閉症者などの障害当事者が読みやすい本、理解しやすい本を指している。写真絵本やマルチメディア DAISY など多様な形態がある。

3) 高齢者サービスについて

- ① 65歳以上人口が22%を超えた世界に例のない超高齢社会
- ② 高齢者へのサービスを誤ると、公共図書館の存在意義そのものの低下に繋がる。
- ③ 高齢者の特性を知る。
 - (1) 心身の多機能不全の進行(しかも本人は「障害者」とは思っていない)。
 - (2) 人生経験を積んだ知識・技能・経験の宝庫。
- ④ 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない。
 - 前期高齢者・・・図書館のイベントへの企画・運営への積極的参画。
 - 後期高齢者・・・自宅・施設への出張サービス(ボランティア等との協働事業)
 - 特に認知症患者へは、回想法による取り組み(古道具、古写真などの保存)も
- ⑤ 情報リテラシーへの対応<ICT技術の習得。後期高齢者の場合には、読み書きのできない人が少なくない。>

6. おわりに — 障害者サービスを考える際に忘れてはならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民。
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある。
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する。
- ④ 「障害者手帳」は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 「障害者」は「障害者手帳」所持者だけではない。何倍もの「障害者」がいる。
- ⑥ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>

- (1) 障害者サービスは人権保障。情報提供機能による人権保障<社会的システム>
- (2) 条件整備とサービスの違いを明確にする。

- (3) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する。
- (4) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある。
- (5) 柔軟かつ粘り強い対応に心掛ける。
- (6) 利用者の求めるものを的確に認識する。
- (7) <資料の借用と製作><外へ出る><プライベート><プライベート>が基本。
- (8) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない。

※ 障害者サービスは図書館サービスの基礎・基本である。

社会は全般的に依然としてすべての身体的、精神的能力を十分に有する人々にのみ応じている。社会は、すべての人々のニーズに適切に応えることを依然として学ばなければならない。社会は、その一般的な物理的環境、社会と保健のサービス、教育と労働の機会、スポーツをふくむ文化的、社会的生活を全体として障害者の利用できるものにする義務がある。このことは障害者のみならず全体としての社会の利益にもなることである。数多くの成員を閉め出す社会は貧しい社会である。障害者は、地域社会の他の人々とは異なるニーズをもつ特別の人々としてではなく、その普通の人間的ニーズを満たすうえで特別の困難をもつ普通の市民とみなすべきである。」（「国際障害者年国連行動計画」より）

<参考情報>

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」（2007）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaproprep104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」（2005）
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」（2001）
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」（1997）
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>
- 「障害者の権利に関する条約（日本政府仮訳）」（2006）
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約（川島・長瀬：仮訳）」（2006）

http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

<出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム（DINF）」>

■ 参考年表:日本の公共図書館における障害者サービス発展の経過

- 1949年12月 「身体障害者福祉法」公布<更生援護施設として点字図書館を規定>
- 1950年04月 「図書館法」公布
- 1967年 「盲学生図書館SL(スチューデント・ライブラリー)」結成
- 1969年秋頃 日本盲大学生会等が都立日比谷図書館と国立国会図書館に対し門戸開放要求
- 1970年04月 東京都立日比谷図書館で視覚障害者サービス開始
- 1970年05月 日本図書館協会(JLA)『市民の図書館』刊行
- 1970年05月 「著作権法」公布<第37条(点字による複製等)が規定される>
- 1970年06月 視覚障害者読書権保障協議会(視読協)結成
- 1971年10月 視読協が全国図書館大会(岐阜)で「図書館協会会員に訴える一視覚障害者の読書環境整備を」とアピール。大会で初めて「障害者サービスの推進」決議される。
- 1973年01月 東京都立中央図書館開館、日比谷図書館の視覚障害者サービス引き継ぐ
- 1974年04月 田中章治氏・東京都初の点字採用試験(福祉指導職)に合格し、中央図書館に配属
- 1974年05月 大阪府立夕陽丘図書館開館、対面朗読や郵送貸出を開始
- 1974年09月 「近畿点字図書館研究協議会(近点協)」発足
- 1974年11月 全国図書館大会(東京)で初めて「身体障害者への図書館サービス」部会が設置される。<以降、毎年分科会設置される>
- 1975年01月 公共図書館の録音サービスが、日本文芸著作権保護同盟から「著作権法侵害と指摘された」と新聞報道される。<著作権法問題の始まり>
- 1975年10月 国立国会図書館が学術文献録音サービス開始
- 1976年01月 身体障害者向け書籍小包郵便物半額に
- 1978年04月 JLAに「障害者サービス委員会(以下「障サ委」)」設置される。
- 1978年10月 「視覚障害者の読書環境をよくする会」(大阪)結成
- 1981年 <国際障害者年>
- 1981年10月 全国図書館大会(埼玉)全体会で「著作権問題の解決を求める決議」採択。
- 1982年03月 国立国会図書館が「点字図書・録音図書全国総合目録」の刊行開始
- 1986年08月 IFLA東京大会開催
- 1986年03月 近点協が「製作資料の着手情報システム(NLB)」を発足
- 1988年09月 点訳オンラインDB「てんやく広場」(98年「ないーぶネット」に改称)
- 1989年09月 「公共図書館で働く視覚障害職員の会(なごや会)」発足
- 1991年01月 東京で「IFLAアジア視覚障害者サービスセミナー」開催
- 1994年02月 JLAと視聴覚障害者団体が合同で著作権問題シンポジウムを開催し、「著作権問題の解決を求める声明」を発表
- 1996年05月 大阪府立中央図書館こども資料室内に「視覚障害児のためのわんぱく文庫」設置
- 1996年10月 JLA障サ委編『図書館員選書12・障害者サービス』刊行
- 1996年10月 近点協が「近畿視覚障害者情報サービス研究協議会(近畿視情協)」に改称
- 1997年08月 IFLA盲人図書館専門家会議が「DAISY」を次世代デジタル録音システムの国際標準規格としてを正式決定。
- 1998年04月 「視覚障害者読書権保障協議会」解散
- 1998年10月 「障害者放送協議会」結成(全国規模の障害者団体・機関が参加)
- 2000年05月 著作権法第37条改正<点字デジタルデータのコンピュータへの蓄積及びデータ送信が自由に。また37条の2が追加され、聴覚障害者のための放送番組等の字幕又は手話によるリアルタイム送信(リアルタイム字幕等)も認められる>
- 2001年07月 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学大臣告示)
- 2002年11月 「障害者の情報アクセス権と著作権問題の解決を求める声明」をアピール<日本で開催された「アジア太平洋障害者の10年」にあわせて、全視情協・JLA・なごや会の3団体が共同して出した声明>

- 2003年04月 JLAと日本文芸家協会が録音図書の製作許諾について、集中処理システムの実施について協定を締結。障害者用音訳資料作成の一括許諾システム開始
- 2003年04月 大阪府立中央図書館「録音図書ネットワーク配信事業」を開始
- 2004年04月 DAISY 図書配信システム「びぶりおネット」が、日本点字図書館と日本ライトハウス盲人情報文化センターにより開始
- 2005年04月 JLA 障サ委「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者のためのガイドラインー図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」
- 2005年10-12月 JLA 障サ委「研修会・はじめよう DAISY～公共図書館で DAISY を導入するために」を大阪・東京で開催＜大阪は近畿視情協と共催、以降、東京は毎年継続＞
- 2006年06月 JLA 障サ委「障害者サービス担当職員養成講座(基礎コース)」開始＜以降、毎年継続＞
- 2006年09月 JLA 障サ委「図書館協力者(音訳者)養成講座(ステップアップコース)」開始＜以降、毎年継続＞
- 2006年12月 第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択＜2007年9月日本政府調印＞
- 2006年12月 著作権法改正＜第37条3項が改正され、点字図書館等における録音図書のインターネット配信が可能に＞
- 2008年08月 JLA 障サ委「マルチメディア DAISY 普及のための研修会」
- 2008年12月 国立国会図書館関西館とJLA 障サ委(関西)の共催で「障害者サービス担当職員向け講座」開催＜以降毎年継続＞
- 2009年06月 著作権法第37条等改正＜懸案の公共図書館等における録音図書の製作などが許諾なしに行えるようになる。また対象障害者の範囲も拡大される。:2010年1月1日施行＞